

## 条例指定寄附金を受け入れる法人・団体のみなさまへ

個人県民税の寄附金控除の対象に、所得税で寄附金控除の対象となる寄附金のうち、地域住民の福祉の増進に寄与するものを条例で指定しました。

### ■和歌山県が条例で指定した控除対象寄附金(個人県民税分)

和歌山県が条例で指定した控除対象寄附金は、所得税で寄附金控除の対象となる寄附金のうち、下記の表に記載されている寄附金です。

所得税の控除対象寄附金	個人県民税の控除対象寄附金
<ul style="list-style-type: none"> <li>・財務大臣が指定した寄附金 (国公立大学、公立大学法人等への寄附金)</li> <li>・独立行政法人、自動車安全運転センター等に対する寄附金</li> <li>・公益社団法人又は公益財団法人に対する寄附金</li> <li>・学校法人に対する寄附金(※) (学校の入学に関して支出した寄附金は除く)</li> <li>・社会福祉法人に対する寄附金</li> <li>・更生保護法人に対する寄附金</li> <li>・国税庁長官及び所轄庁(都道府県知事又は指定都市の長)の認定等を受けたNPO法人に対する寄附金</li> </ul>	<p>左記のうち、賦課期日現在(寄附金を支払った年の翌年1月1日現在)において、県内に<u>主たる事務所</u>を有する法人又は団体に対する寄附金のほか</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①県内に主たる事務所を有しない学校法人又は独立行政法人で、賦課期日現在において県内に学校等を設置するものに対する寄附金</li> <li>②県内に主たる事務所を有しない社会福祉法人で、賦課期日現在において県内で社会福祉事業を営営するものに対する寄附金</li> <li>③租税特別措置法第41条の18の2第2項に規定する特定非営利活動に関する寄附金のうち、賦課期日現在において県内に従たる事務所を有するもの</li> <li>④県内に主たる事務所を有しない独立行政法人であって、賦課期日現在において県内に病院を開設するものに対する寄附金</li> <li>⑤日本赤十字社に対する寄附金(県内に事務所を有する日本赤十字社の支部において収納されたものに限る。)</li> <li>⑥公益財団法人ワールドマスターズゲームズ2021関西組織委員会に対する寄附金(平成30年4月1日以後になされたもの)</li> </ul>
<p>認定特定公益信託の信託財産とするために支出した金銭</p>	<p>左記のうち、和歌山県又は和歌山県教育委員会の所管するもの</p>

※学校法人については、特定公益増進法人の証明を受けている場合に限りです。

## ■市町村が指定した控除対象寄附金(個人市町村民税分)

県内各市町村の個人市町村民税の控除対象寄附金の指定状況については、お住まいの市町村の住民税担当課へご確認ください。

## ■寄附金税額控除額

次の式により算出した額が、寄附をされた年の翌年度の個人住民税額から控除されます。

$$\begin{aligned} & \text{和歌山県が条例指定した寄附金} \cdots \text{個人県民税分} (\text{寄附金額} - 2 \text{千円}) \times 4\% \\ & \text{お住まいの市町村が条例指定した寄附金} \cdots \text{個人市町村民税分} \\ & \hspace{10em} (\text{寄附金額} - 2 \text{千円}) \times 6\% \end{aligned}$$

\* 県とお住まいの市町村の両方が条例指定した寄附金の場合は(寄附金額<sup>※</sup> - 2千円) × 10%

※寄附金額(寄附金税額控除の対象となる寄附金の合計額)は、総所得金額等の30%が上限です。

## ■寄附を受け入れた法人・団体のみなさまにお願いする事務

寄附金控除制度が円滑に運営できますよう、対象法人・団体のみなさまには次の事務を行っていただきますようご協力をお願いします。

### 1 寄附金受領証明書等の交付

寄附金を受けた場合は、寄附をされた方に対し、寄附金受領証明書(領収書)等、所得税の確定申告書に添付を義務づけられている書類を交付してください。

### 2 寄附をされた方への周知

寄附金控除の適用を受けるには申告が必要ですので、寄附をされた方に対して寄附金控除制度の周知にご協力ください。

- ① 軽減を受けるためには、条例指定団体の発行する「寄附金受領証明書」または「領収書」を添えて、所得税の確定申告又は住民税の申告をすることが必要であること。
- ② N年1月1日からN年12月31日までの間に寄附金を支払い、(N+1)年1月1日より前に和歌山県外に転出した(あるいは和歌山県外から転入した)場合、寄附金を支払った先の法人・団体・公益信託に対する寄附金が、(N+1)年1月1日時点でお住まいの都道府県において条例指定されていなければ、転出(転入)先の都道府県民税の寄附金税額控除の適用は受けられないこと。
- ③ 学校法人への寄附の場合は、所轄庁が発行した特定公益増進法人である旨の証明書の写しが必要であること。

(お問い合わせ先)

和歌山県総務部総務管理局税務課

(TEL:073-441-2182、FAX:073-423-1192、メール:[e0105001@pref.wakayama.lg.jp](mailto:e0105001@pref.wakayama.lg.jp))

(寄附金税額控除申告書様式は、

<https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/010500/kenzei/kojinkenmin/kifudantai.html> からダウンロードすることができます。)